一時預かり事業費補助について

１　一時預かり利用料

３歳未満児　1日利用2,400円／回　半日利用1,200円／回

３歳以上児　1日利用1,200円／回　半日利用600円／回

ただし、次の各号に定める該当する世帯は、減免し無料または軽減するものとする。

ア　生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による支援給付受給世帯

イ　アの世帯を除き当該年度分（４月分から６月分までの利用料を決定する場合は，前年度分）の市町村民税非課税世帯及び所得税法（昭和22年法律第27号）による寡婦・寡夫控除が適用されないひとり親家庭で、かつ寡婦・寡夫控除が適用されたものとみなすことによって、当該年度分（４月分から６月分までの利用料を決定する場合は、前年度分）市町村民税が非課税となる世帯

※給食をとる場合　１日利用300円／回（減免対象外）

※利用日の属する月の初日現在の満年齢により、一時預かり利用料の決定を行うものとする。

※「半日利用」とは、開所時間から午後０時45分まで又は午後０時45分から閉所時間までのいずれかの時間内における利用をいう。

２　平成29年度補助基準額

余裕活用型（児童1人あたり日額）　　　2,200円

３　補助交付額

　対象経費の実支出額から一時預かり利用料、その他の収入額を控除した額と補助基準額を比較して少ないほうの額（千円未満切り捨て）

　１のア～イに該当し減免した一時預かり利用料に相当する額を加算する